



平成 19 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 泉 州 電 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 村 元 秀
(コード 9824 東証第 2 部・大証第 2 部)
問 合 せ 先
常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 宮 石 忍
(T E L 06-6384-1101)

証券取引等監視委員会による当社従業員に対する課徴金の納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社従業員に対し、当社の株券に係る内部者取引について検査した結果、法令違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主様はじめ関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は社内管理体制の見直しを行なうとともに、役職員へのコンプライアンス意識の更なる徹底及び役職員への教育を一段と強化し、再発防止に努めてまいります。

1. 勧告を受けた事由の概要

当社は、平成 18 年 11 月 29 日に円貨建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

当社従業員 2 名（A 及び B）は、当社が同社債を発行することを決定した事実を知り、当社従業員 A は、この事実が公表される平成 18 年 11 月 9 日以前の同月 6 日に、株券 200 株を 54 万円で売却したものであります。

当社従業員 B は、この事実が公表される平成 18 年 11 月 9 日以前の同年 9 月 5 日に、株券合計 1,000 株を総額 306 万 6,000 円で売却したものであります。

上記 2 名が行った行為は、金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

2. 勧告の概要

上記の違法行為に対し金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金額は、当社従業員 A については 4 万円、当社従業員 B については 58 万円であります。

3. 社内処分の概要

上記対象者については、社内規程に基づき厳正に処分いたします。

以 上